

再スタートした協同組合振興研究議員連盟の活動とその成果に期待したい。超党派による国会議員連盟で、協同労働の協同組合法の制定を先行課題として協同組合基本法の制定を目指す。ここでは多様な論議が展開されており、筆者も勉強させていただいている。



## 再始動した 協組議連に期待 農的・社会デザイン研究所代表・薦谷栄一氏 国民の支持獲得が鍵

る。そこでやりとりで特に強く印象に残っているのが、同議員連盟の活動に対する役所の反応についてである。協同労働についての法制化にしても、協同組合基本法の制定にしても、國民から國民の声が聞こえてこない。國民の盛り上がりがない、との対応をばかり難い、との感触を紹介したもので

あった。  
役所の思ひとはいさか異なるが、ここにこそ肝心要のポイントがあることは間違いない。率直な話、農協にしても生協にしても、組合員は協同組合を利用する関係、サービスを受ける立場にあり、自己改革などを進展させるほどに組合員の顧客化が徹底されつつある。これは否定されるべきものではないが、商業とのサービス競争を激化させ、並行して協同組合批判が繰り返されるという矛盾を抱える。

2012年の国際協同組合年に象徴されるように、大きな流れとして協同組合が再評価されているが、その背景には財政の逼迫(ひっぱく)や所得格差の拡大により、國家や自治体に依存するだけでは守り切れなくなってしまった國民生活の現実がある。國民が自らの暮らしと地域を守らなければなりません。

このためのストーリーを

しっかりと描いていくことが不可欠で、その実現のために必要とされるのが協同組合基本法なのではないか。

このためのストーリーをしっかりと描いていくことが不可欠で、その実現のために必要とされるのが協同組合基本法なのではないか。

労働・出資・経営が一體化した協同労働の法制化は、この先駆けとして大きな意味・意義を持つ。時代の変化へ本質的な対応が求められていく。

(次回は9月6日付)